

第三節 松岡外相の世界政策と東亜共榮圈の構想

日独伊三国条約は、松岡外相の世界政策がヒトラーの世界政策と、大体に於て合致していたから成立したものである。

第一、松岡の世界四ブロックの構想

松岡の世界政策は、インターナショナルリズムでも、コスモポリタニズムでもなく、ブロック主義政策である。彼れの観点からすれば、世界は地域的に接近した国々が構成する四つの大ブロックに分割される。アメリカ・ブロック、ロシア・ブロック、西欧ブロック及び東亜ブロックが是れである。アメリカ・ブロックは、北米合衆国を指導者とし、南北両アメリカ大陸を包擁する。ロシア・ブロックは、ヨーロッパ・ロシア、バルカン、近東及び西南アジア諸国から成り、ソ連を指導者とする。西欧ブロックはドイツを指導者とする西ヨーロッパ諸国及びアフリカ包有のブロック、東亜ブロックは日、満、支を中核とし、東南アジア、フィリピン及び蘭領インド支那を包括するものであるとした。

松岡外相のブロック主義的世界観は、経済問題から発展し、政治的要求を加味したものである。彼れの主張の経済的論拠には次の三つが有つた。

(1) 国際分業の利益を説いて、世界経済を容認する自由貿易経済主義の根拠は、多数工業圏の発生に依る国民経済の主張と事実とに依つて動揺している。自由貿易の発展の結果は、諸文明国を工業生産国としての特権の地位に迄推進しそれが逆に自由貿易経済の障害となつた。この生産部門に於ては地積の制限が少ないため、一国は違つた多くの工業を同時に営むことが出来る。即ちこれに従事すべき人口があり、これを生産する知的技能を有する限り

に於ては、各国は同時に多種類に亘つて大量に生産することが出来るようになる。そこで諸国民間の相互需要の強度及び之れから諸国民間の收支勘定の隔たりが極めて重要なものとなり、或場合には、他の要因と共に一つの国民経済に強大な圧迫を加え、国民的な困難の原因となるに至つた。而かも近年に於ける世界的な失業人口の増加は、特に機械技術の発達普及と結んで、必然的に各国民経済内部に於ける仕事の量の増加を要求し、一層此の傾向を助長した。そしてそれがやがて全体的世界経済の崩壊と、諸国民の部分的な結合へと進路を換えさせる原因となるものである。依つて自由貿易主義に依る凡ての国を相手とする経済上の世界主義は、今日に於ては時代おくれだが、国民主義的各個経済は、国内で物資と技術と市場とを充分に持つ場合以外は、成り立つものでない。そこでその中間的なブロック経済が殊に東洋諸国に取つて最も適当なものである。

(2) 第一次世界戦争以後強調された強度の保護貿易主義と国民主義経済とは、持てる国に取つて好都合でも、持たざる国は立つて行けないものとする。此新制度に依つて最も迷惑を蒙るのは、東亞諸国で、物資の豊富な国では、生産手段を欠き、又或る他の国では、生産手段の備わつていても、物資と市場とを欠いているから、結局は自滅の外はない。殊に東亞諸国中最も多く自然に恵まれた諸地域は、多く先進諸国の領土又は勢力圏に属している關係上、その豊富な資源は、各本国の繁栄に寄与しえても、当該地域は永く搾取の対照となり、何時迄も隷屬地位を脱却することが出来ぬ。これ等の悲惨事除去の道は、各地域が相寄り相助け、足らざるを補い、足るを与え、共に栄え共に喜び得る關係を樹立せねばならぬ。

(3) 世界協調運動の失敗も亦松岡外相のブロック主義の根拠の一つで、国際連盟の失敗が最も顕著に实例を示した。

松岡外相は、外相となる前、殊に満鉄總裁時代に、此のブロック主義を唱導し社内を経済学者や内地の大学教授や実業家などに依頼して、此問題を研究させ、学理的且つ實際的な理論付けを得て、益々此の考を固めた。殊に大英帝國主義運動の發展の過程、就中一九三二年七月のオタワ會議の成果や、第一次世界大戦後アメリカ大陸に、欧州に、更にアジアに、漸次動きつゝあつたブロック経済建設の氣運は、彼れの年来の主張に対する強い自信を与えた。

彼が四つのブロック説を主張したことの経済的理由は、嘗てリストその他の経済学者が唱えた三大帝國主義論とか四大經濟圈説とかと、理論的には殆ど同じである。即ち経済的に自立し得る大國だけが永続性を有し、自立し得ない國は、自主しうる國の經濟圈内に埋没せねばならぬ。然るに事実世界で經濟で自立し得る國はアメリカとロシアだけだ。イギリスも大英國運動が、完全ではないまでも、或程度成功しているから、まだ存続の可能性はあるが、殖民地の完全独立の時機が来て大英國の分裂は避け得られない。アジアやアフリカや南洋諸國に至つては、各自が自立しうる經濟を持たないが、近年の民族觀念の高潮は、おめ／＼と他國の經濟の寄生虫的存在に満足する筈はない。

於是世界經濟は再編成の必要に迫まられている。アメリカとソ連はそれ自体で生存を続けうるが、その他の諸國は、此の二國にそれ／＼分屬する經濟ユニットとなるか、又は幾つかの他國と共に共榮的經濟單位を作つて、自らを護らねばならぬ。その一つがドイツ中心の西歐ブロック、他の一つが日滿支中核の東亞ブロックであると云うのが松岡外相の考え方であつた。

松岡外相の世界政策は又多分に政治的根拠を持つていた。彼の考えに依れば、従来の戦争の原因は、主權に絶対性を持たせておくことにあるとし、「戦争は平等の主權を持つ國家が、互に接觸する限り、何時でも起る」のだから、相接觸する國家間の關係が、民主的にコントロールされる規律に従うような仕組で、人類社會が組織されておれば、近代科學が仮令どのような破壊的な兵器を作つても戦争は起らないものだ。此考え方からすれば、今日の民族國家主義は、それ自体に戦争の原因を内包する。近代的な技術と産業の発達につれて、世界の距離が短縮し、相互の接觸が頻繁且つはけしくなり、次第に対立、紛争の原因となつていく。そこで若し世界平和を希求するならば、主權の基礎を民族的な限界におくことをやめて、各民族の上に人民の主權を確立することが必要である。世界國家の思想はこゝ

から起つてゐるのだが、長い間の民族国家から一足飛びに世界国家に持つて行くことは、極めて困難であるから、先づ幾つかのブロック主権国家を作り、各ブロック内の民族を超民族主権に慣れさせて置いてから、徐々に世界国家へと進むべきである。

問題はブロックをどう区分しこの区分をどう守つて行くかであるが、それも世界平和樹立の観点からすれば、各ブロックが自立しうることを、各ブロックの衝突を出来る限り予防しようとするような区分方法を取ることを、この区分は当該ブロック間の協議に依つて定めることの三点を充分に考慮せねばならぬ。

此三つの観点からすれば、一番はつきりしているのは、アメリカ・ブロックで、地理的には、他のブロックと両大洋に依つて隔てられてゐる。近代世界の距離が短縮したとは云いながら、米大陸の他ブロックとの接触衝突の機会是比较的少ない。然るに他の三つのブロックは、皆陸続きで、利害関係も極めて複雑であるから、区分に困難が伴うのは已むを得ないが、世界平和に対する障害の最も大きなのは、ソ連帝主義の活躍である。そこでこれをして或程度領土的満足を得せしめることが最も必要である。そして之れをして他の旧大陸ブロックを侵さぬと云う判断した保障を取付けねばならぬ。此の考案は、独ソ不可侵条約に依つて已に取り上げられ、リトアニア以北のバルト海諸国と、ポーランドの東半分をソ連の勢力範囲として、ドイツは北方に於ける紛争の原因を去つてゐる。問題はバルカンだがこれはソ連とドイツとで何とか片を付けるであろうから、日本としては考えなくともすむ。日本としては、アジアのどの部分をソ連に与えるかが問題であるが、松岡外相はそれに付いて二つの規準を考えていた。即ちソ連の進出を南に向け、中央アジアからイランへ出、場合に依つてはインド（今日のバキスタンを含む）への進出を認める。そうすればソ連は此等の地域の経営に多年月を費し、その進出を或程度阻止することが出来るであろう。更らにソ連との協定に依つて東へ進出しないことを約束させるならば、日本は所謂東亜新秩序の建設に邁進することが出来るであらう（当時は中国はまだ国民党政権の下に在つた）これが松岡外相の世界政策の要である。

第一、東亜共榮圏構想の概略

松岡外相は就任の余程以前から東亜新秩序建設の構想を持つていたが、それは前項世界政策の一こまであつた。

私が松岡から東亜新秩序の考案を始めて聞いたのは、彼が国際連盟総会に於ける日本代表として連盟脱退を声明して帰朝した一週間程後のことであつた。然しその当時は何も具体的な考が有つた訳ではなく、国際連盟なんか語るに足らんから、東亜諸国は東亜独特の小連盟を作つて、ヨーロッパ諸強国の御都合主義に災されないようにせねばならぬと云つた程度のものであつた。その後松岡は満鉄総裁に就任し、私が満鉄顧問になつたがその頃から此問題が幾度も我等の話題に上り構想も段々に具体的になつて来た。この構想には、その後締結された日独伊三国条約締結に依つて変えられた部分はあるが、同条約第一条及び第二条が書きおろされた時の松岡外相の考え方と大体同様であり、従つて此構想の説明が条約の真相を捕捉に役立つものと考えられる。尙ほこの二つの条文は、松岡外相の命に依る私が起草したもので、ドイツ側は唯これを鵜呑みにした迄のことであるが、先方は新秩序に関する松岡外相の意見までも鵜呑みにしたかどうかは素より判らない。そこで松岡は此案文を先方に示したその日、私にこう云つた。「此文句をドイツ側がどう解釈するかは、こちらの知つたことではないが、後日のために新秩序に対するこちらの考え方は、十分先方に伝えて置いた。」と。但しこれは後日物語りである。

擬て新秩序に関する松岡総裁の考え方は、日を経るに従つて段々具体的且つ詳細になつたが、その根幹をなすものは略々次の如きものである。即ち

「国際連盟には幾多の矛盾がある。その最も著しいものは、(1)広い世界を一つの機構の下に直結させているため、各地各様の特殊情勢に適応した措置を講ずることを困難とする。(2)この機構では強国専横を如何ともすることが出来ない。而して強国はアメリカとヨーロッパの両大陸に偏在し、東亜には我国以外には一つもない。そのみなら

す最も資源に富んだ東亜の諸地域はヨーロッパ諸強国の領土又は勢力圏となつてゐる。これでは、国際連盟の制度の下での東亜が西欧諸強国の御都合主義の犠牲とならざるを得ないのは当然ではないか。(3)ソ連の出現は東亜に新しい危機を作つた。共産主義の浸潤は、西欧諸国に於ける重大な関心事であるのには相違ないが、アジアに取つては更に重大な脅威である。工業未発達段階にあるアジア諸国には、プロレタリアト革命の虞れが比較的少ないが、ソ連の民族解放スローガンは幾億の民衆をソ連に引付けるに充分な力となつてゐる。ソ連の民族解放宣伝が結局はブルジョア革命の手段であり、プロレタリア革命への一段階と考えられてゐるのだから、ソ連の終局の目的は、民族の解放などの生やさしいものではない。文化が低く智性に欠けているアジア十億の大衆は、ソ連のそうした心の奥に潜む赤色帝国主義を見破ることなどの出来よう筈はなく、そこにアジアの大危険が存在する。それにも拘わらず国際連盟は欧主亜従の方針を改めようとはしない。そして世界の平和がアジアから破れて行くことを放任する。アジア民族は未開化の、西欧強国の搾取の状態を、何時迄も脱却し得ないことは、神の摂理に違反する。(4)国際連盟は各国平等な主権の対立観念を基調とし、これを極めて不完全に統合してゐるに過ぎないから、各国がもしその主権を強硬に主張すれば、必然的に戦争をもたらし、そこで連盟は世界平和を確立することは出来ない。弱国の我儘は押え得ても、強国の我儘は如何ともすることが出来ない。

真に世界恒久の平和を維持せんとするならば、各地域の特異性を認容すると同時に、各国を超越し、それを規律する新しい法的秩序を作らなければならない。これが所謂地域的新秩序である。日本が連盟を脱退したのは、日本が主権を強硬に主張し、それが他の国々の主権の主張と正面衝突をした結果である。各国主権の絶対性を認める連盟は本来こう云つた結果を不可避とする性質のものである。そんなものならば、何時迄も保存する必要はない。宜しく超主権的な法的秩序を世界に作り、その構成としての地域的新秩序を作るべきである」。

松岡の考え方の大筋は先づこんなものだつた。

地域的安全保障集団の組織はどうするか、更らに之れを世界的な安全保障集団との結びつきをどうするか等について、私は満鉄時代の松岡から考案方を依頼され、案を作つてそれを研究の基礎とすることとなり、大連星ヶ浦の満鉄總裁社宅の一室で屢々松岡氏と会見した。その案の詳細は三国条約の締結に直接には関係していない部分もあるから省くが、此等の会合で一番論議され、且つは条約就中前文及び第一第二の両条に關連を持つ重要な事項は、略ぼ次のようなものであつたと記憶する。

第一は、集団を東亜全部に及ぼすべきか、日滿華三国だけにする方が良いかの問題が論議された。松岡外相の世界政策の大きな夢に照らすならば、それは東亜全部に及ぶべきで、日滿支などと云う局限された地域に小さく堅まるのは採らない。然しながら国際団体には団体を運営する上に於て是非共中核体が必要である。それが一国である場合も、民主的な組織を持つインターナショナルである場合も有りうるが、東亜の現状からすれば、日本と中国と滿州国(當時は滿州国が作られた許りの頃だつた)の三国が力を合わせ心を一にするならば此種の中核体となるに充分な力となることは諸合である。此三つの国の結束こそは東亜新秩序建設の根本条件であらねばならぬ。然るに日滿両国は当時完全に結束して、新秩序結成の基本要件を備えているがして中国の結束となると、それが生易しいことではない(當時は日華事件が起つていなかった)としたが、松岡は必ずしも之れを不可能とは考えていなかった。當時の松岡は日華兩國が戦ふことなどは全然予期せず、兩國結束のための手を、滿鉄の豊富な財力を惜気もなく使つて主として多数実業界の有力者を使つて蔣政権との接觸を保たしめ、蔣に接近してゐた多数の所謂「支那浪人」をも頻繁に動かした。松岡氏の幾度かの北京行きや私の上海の長期滞在などもそのためであつた。そして私はその報告の整理や指図の一部を任かされてゐた。此の運動は外務省とは直接關係なしに行われた。これには出来る限り滿鉄の營業との問題に結び付けることが、蔣政権の立場を楽にし、人目にも付かぬものと考えられたこと、外務省や陸軍の工作との無關係を標榜することが交渉成立に都合が好かつたことなどの理由があつた。然しながら此工作の大綱や情報などが松岡

總裁や私から時折外務省に報告された。満鉄の工作は飽迄外交の側面援助の域を出でなかつたことは云う迄もない。然しながら今から考えると、この満鉄工作は如何にひいき目に見ても不徹底で、蔣側近や浙江財閥との接点を作つた程度のもに過ぎなかつたから、目に見える程の効果をおさめることなしに蘆溝橋事件となり、これに引続く一連の不幸の出来事となつた。こうなつては満鉄工作は何等の成就を望みえなくなつた。松岡は全く望みを絶たない迄も、中国との結束を後日の達成に期待するの外はなかつたのだつた。その結果松岡の考え方は自然南方への飛石的な働きかけに変わつて来て、その頃はもう外務大臣に就任していた。

話は後のことになるが、此点に関連して考究を要するものに第二次近衛内閣の「基本国策要綱」（一九四〇年七月下旬閣議通過）がある。これは先づ「皇田を核心とし日滿支の強固な結合を根幹とする大東亜の秩序を建設云々」と規定し、更らに「皇国現下の外交は大東亜新秩序建設を根幹とし先づその重心を支那事變の完遂に置き」、「皇国を中心とする日滿支三国経済の自主的建設を基調とし国防経済の根基を確立す」と規定した。元来此国策要綱は、陸軍省軍務局軍事課で書き上げ、外務省とは全然連絡なしに閣議に提出されたものだつたから、立派に外交の大方針を定めたものであるに拘わらず外務省の意見は少しも加味されていなかった。当時の陸軍は何事にも先手先手と行き、内治であろうと外交であろうと、勝手な案を作つて首相を始め他の閣僚などの口を挿しはさむ余地なからしめるための有らゆる謀略を用いた。此「国策要綱」もかゝる常套手段で閣議を通したものだつた。閣議から引揚げて来た松岡外相から此決定文を示された私は、早速質問した。「一方で蔣介石に大砲を打かけながら「日滿支の強固な結合」が有つては堪らぬではないか、大臣がこんな案に官判を押すとは沙汰の限りではないか」と。それに対する外相の答弁はこうだつた。「要綱は、早急に実現の見込のない方針をならべているだけだから、寧ろ氣にかけるに当らぬ。陸軍に一応の満足感を与えて置いて、今後之れを是正する積りだ」と。そして松岡外相は此方針に依つて間もなく「要綱」を或程度骨抜きにしたことは事実だ。七月二十七日の政府統率部連絡會議の決定した「世界情勢の推移に伴う時局処

理要綱骨子」なるものが即ちそれである。それは次のようなものであつた。

- 一、世界情勢の變局に対処し内外の情勢を改善すること。
- 二、速かに第三国の援蔣行為禁絶を主眼とする対支施策を強化し支那事變の解決を促進すること。
- 三、第三国と開戦に至らざる限度に於て南方問題を解決すること。
- 四、前三項の施策として特に左の件を実行すること。
 - (1) 一面対米嚴然たる態度を保持する他面独伊との政治的結束強化、対ソ国交の飛躍的調整を図る
 - (2) 仏印、香港及び租界に対する援蔣禁絶、敵性支除を強化する
 - (3) 重要物資取得のため對蘭印外交を強化する
 - (4) 国内戦時態勢を刷新する

此決定文は文体それ自身から云つても、外務省的で陸軍的ではなく、内容も亦外相自身の會議に携行した説明案の要旨と殆んど同一であるが、それが果して「基本国策要綱」の訂正であるかに付いては疑問符が附されねばならぬ。それは兎も角として、東亞新秩序の地域には「支那事變」の急速解決を期するとしてからが、日支双方の解決方針が根本的に喰ひ違つて我方に全面的撤兵の決定が付くまで、それをお預けにして、一足飛びに「南方」諸地域に手を延ばすことを決定した点に重要性があり、此れが結局は東亞新秩序建設そのものを不安定にし我國をして敗戦の憂目に遇わした一つの大きな理由であつたことは、後日になつて明白となつたものである。物事を良く且つ広く考え、法螺吹きと云われながらも、実践的な考え方をする松岡外相が、どうしてこんな誤まりを犯したのか。私も当時此点を外相に突込んで「支那問題解決に専念し、特に陸軍側に全面撤兵を強硬に勧告し、それが出来ねば罷めるべきではないか」と説いたが、「細工はりゆうく」だよ、まあ見ていて呉れ」であつさりとかわされて終つた。何故あの時もつと喰ひ下らなかつたかと我ながら弱さにあきれている。

東亜の地域に付き更らに附言せねばならぬ事がある。東部シベリアの問題がそれである。松岡の考え方からすれば、東部シベリアは地理的に東亜の一部をなすものであるばかりか、その恒久平和樹立を理念とする東亜新秩序に、東部シベリアが抜けて良い筈のものではない、殊にソ連の赤化宣伝が東亜に新危機を齎したに於てをやである。そこで一九四〇年九月のスターマー、オット、松岡会談で、松岡外相から提示された条約原案には、東亜から東部シベリアを除外すべき何等の文句もなく、それが当然東亜の地域に含まれたものとなつていて、オット、スターマーは別に異議を申入れもせずに、そのまゝベルリンへ電報してその承認を求めた。然るになか二日を隔てて接到したリッペントロップ独逸外相の訓電は、日本側提案にソ連に関する修正を加えることを条件として（その外第三国の攻撃に関する修正意見もあつた）承認を通告して来た。この修正と云うのは、後に条約第五条となつたもので、「ドイツ国日本国及イタリア国は前記諸条項が三締約国の各々とソヴィエト連邦との間に現存する政治的狀態に何等の影響をも及ぼさざるものなることを確認す」と云うのであつた。此修正に関するオットとスターマーの説明の要領は次のようなものであつた。「此修正はソ連を刺戟することを避けるためのもので、他に意味はない。ソ連は独伊対英仏の戦争には参加していないのだから、日本案条約第三条に謂うところの『三締約国中何れかの一国が現に欧州戦争又は日支紛争に参加し居らざる一國に依つて攻撃せられたるときは云々』の一國に當ることになるから、三国条約がソ連をも目標としたものとなる。然しそれは当然ソ連を刺戟し、これを英仏側に押しやらぬとも限らぬ、然るに日独伊が世界新秩序を作る際に於て、ソ連を敵に廻しては大變なことになる、殊に独逸とソ連との間には、ポーランド問題を始めとし、色々な取極や了解及び或種の現存事態が存在している。そこで三国条約に依つて此等の事態が些かも影響されないことを明白にしてソ連を安心させて置かねばならぬ。更らに又条約の最も重要な効果の一つであるところの、日本から独逸へ、独逸から日本への相互援助物資の輸送は、シベリア經由によらねばならぬこと、独逸が日ソ両國關係調整の努力をする上に於てもそれが是非必要であることなどをも考慮した次第である」と云うにあつた。此申出は松岡外相

の容るるところとなつたから、東部シベリアは事実上東亜の地域から除外されることになつたのであつた。

又東亜の範圍に付て松岡外相は、条約交渉開始の当初、オット、スターマーの両独逸代表者に次の趣旨を告げ、これをメモにして先方に手交し、先方はこれに同意し、リッペントロップのオット宛訓令にもこれを確認したから謂わば三国条約の内容となつたものであつた。即ち「大東亜の範圍は世界情勢の變化につれて当然變動すべきものではあるが、目下の考としては仏印、タイ、ビルマ、馬來半島、蘭印、ニューギニア、ニューカレドニア等を含むオセアニア群島を含ませる積りである。従つてオーストラリア、ニュージーランド及びその以南の諸島は大東亜の地域には含まないものと了解され度い、然しこれとても時と共に範圍が広まるかも知れない」と云うのがそれである。

第二に、大東亜新秩序の指導者の問題が、早くから考究されていた。

此点に関する松岡外相の意見は、時に依つて變動が有つた。新秩序内各国平等独立を基本觀念とすべきだとて、指導国の必要はないと云つたこともあるし、甚だ侵略主義的な考え方から、指導者の絶対權力を主張したこともあり、又その中間の見方をしたこともあるが、外務大臣就任の当初はこの中間意見に傾いていた。その要領は略ぼ次の如くであつた。

「東亜新秩序は、自然発生的であることが理想ではあるが、素より不可能でも何れかの強國がこれを首唱し、指導し、且つ維持せねばならぬ。如何なる國家集團にも安定勢力が必要である。この勢力は武力が優れていねばならぬが、その力は飽迄集團のための力でもあつて、安定勢力國自身のための力であつてはならぬ。安定國が自國の利益のために、その力を用いるようでは、安定勢力ではないし、征服力である。日本は日露戦争以降東亜の安定勢力となり得る實力を有しながら常に不安定勢力となつて来たのは、全東亜の利益より先に、日本の利益が考えられたからである。東亜新秩序は征服のない、そして特定國の利益のための力の行使のないものでなければならぬ。然るに東亜の安定勢力としては、日本が最も適當していることは疑がない。安定勢力は云うまでもなく東亜新秩序の

指導者の地位を獲得すべきである。然し指導国と被指導国とは主従の意味を持つてはならぬ。国力の相違、地理的関係文化進歩、の程度等に依つて、集団中の最も勝れた国が他国の良き相談役となることは、寧ろ自然である。

指導が一国對他国の直接関係であることは、独立平等の関係を素し勝ちであるから、これは集団国家の代表者に依つて構成される一種のインターナショナルの決議遵守等なる民主主義的形態を取ることが最も適當である。これがためには当該集団間の恒久平和保持と云う限られた目的を持つ新秩序議會を作り、選挙制度や憲法審議の会合を開催すべきである。従来は国家間の秩序を守つたものは国際法であつたが、それは国家の対立を前提とし、強国が作つた規則や国家の合意の基礎の上に立つ法であるが、新秩序の法はそんなものであつてはならぬ。宜しく各新秩序構成諸国即ち地理的に、人種的に又は風俗習慣思想觀念等の近似によつて結ばれた諸国を拘束する道義の力を背景とする法でなければならぬ。そして此法は新秩序裁判所に依つて解釈せられ、新秩序警察に依つて施行せられるものでなければならぬ。又指導国の選定も当然新秩序議會に依つてなされねばならぬ。日本が指導国たるに適すると云う私の考は、新秩序建設初期の段階に付てだけのことである。古臭い民族国家などと云う考え方は、この新秩序国家の考に依つて代られねばならぬ」

まあこんなところの有つたと記憶する。松岡外相はよく世界国家説を説いたものだが、その頃はまだシカゴ草案も無ければ、ルクゼンブルグ草案も、ポーター案もメーヤー案も、一切なかつた時代であるが、前記松岡の考え方は、今日の世界国家主義者の考え方に余程似通つたものであつた。

然るに此松岡の考え方は、時を経るに連れて段々と交つて日本は飽迄も大東亜新秩序の建設並に維持の原動力となり、日本人の頭と日本の卓越した軍事力とで各民族を引廻さねばならぬと考ふるに至つた。こうなるまでの松岡の苦悶は、私に良く窺取された。世界国家的な考え方に陸軍側が納得しなかつたこともその一因であつた。三国条約調印の直後、東条陸相は外相私邸を訪れて種々用談の末、談偶々此の事に及ぶと、陸相は外相の世界国家的な考え方に真

向に反対し、日本が支配的地位に立たねば、新秩序は空中樓閣に過ぎないと極論したことがあり、武藤軍務局長も顧問室に私を訪ねて、「外相が何と云おうとも、陸軍は實際的な手段として、東亜各民族の实力的指導方針に従つて邁往するであらう」と云つたことがある。それに当時の輿論(?)なるものは、日を逐つて武断的となり、日本の实力的指導が大東亜共栄圏建設の根本条件でなければならぬと論じた有力者が少なくなかつた。当時の輿論が多分に陸軍の製品であつたことは、殆んど公知の事柄では有つたが、これが輿論政治家を以て任する松岡の心境を動かさず置かなかつた。加うるに三国条約締結の必然の結果として、日本の南方進出が現実化してからは、仏印でも、タイでも、更らに後になつては馬來半島やその以南の諸地域に於て、陸軍はどしどし實力指導を実施し、外相の力でどうすることも出来ぬ既成事実を作つて終つた。これらの事情が松岡をして指導権に対する見解を段々と変えさせたこと、否、変えねばならぬ羽目に陥れたことは、疑を容れぬところである。

三国条約が発表せられ、第一条及び第二条の指導規定が周知されると、最も危慮したのは中国であり南方諸国であつた。そして同条約に対する反対意見が強烈な反日思想に迄も發展した。然し軍部の實力指導方針はそれにも拘わらず着々と強行された。それが此等の諸地域に領土と重大權益を有する西ヨーロッパ諸国の対日態度を硬化させたことは、一々実例を挙げる迄もなく、寧ろ当然の結果で、大東亜共栄圏建設は、日本の東亜侵略の表看板に過ぎないとした。この懸念は三国条約締結が始めて起させたものではなく、同条約締結の前年たる一九三九年の四月に有田外相が行なつた「欧州大戦が和蘭に波及し、南洋の蘭印諸島に影響して、その現状を變更するような事態が発生することは東亜の平和及び安定上好ましくない」と云う趣旨の声明を出した時なども、同様に英仏蘭等の諸国に日本南方侵略の危慮の念を起させたが、その当時と日本が軍事的進出に邁進し出した此頃とは、程度が違う。松岡外相は当時こう云つていた。「日本の實力指導は、数年は続くであろうが、南方から英仏蘭等諸国の勢力を駆逐し、自由な南方諸国を誕生させさえすれば、日本が實力を行使する必要がなくなつて終う」と、そして此意見を新聞にも発表した。こ

これは南方諸国民の民族運動を目標としてであつたが、これで此等諸国の対日反感を絶滅させることが出来なかつた許りか、却つて騒ぎが大きくなつた。

こう云つた風な日本の不人氣は、日本人側有識層に、松岡式の大東亜新秩序の将来に対する危険の念を生ぜしめた。それが反映したのかどうかは分らぬが、近衛首相が参内すると、陛下から「指導」と云う言葉は穩かではないから、爾後此の文句は使わぬよう」との命令があり、木戸内府から松岡外相に対しても同様の話が有つた。それ以来松岡外相の指導定義は再転し、世界国家主義的な、民主主義的指導となつた。それにも拘わらず出先軍部の軍事力に依る指導方針は、聊かも影響を受けなかつたのだつた。

第四節 三国条約は世界四大ブロック構想実現の

手段であつた

第一、総説

松岡の世界政策がアメリカ、ソ連、ドイツ及日本のそれ々の指導下にある四つのブロック建設を目標としたことは、前節に説明した通りである。彼れはこの四つが同時に出来上るものとは、無論考えておらず、どれから先きに手を附けたら良いか丈けが問題であつた。そして彼は旧大陸方面から取りかかり、而して後アメリカン・ブロックとの協調工作に移ろうとした。そこで自然ソ連とドイツとが当初の交渉相手として浮び上がる。これが松岡に、遲疑しながらも、三国条約締結を覚悟させ、且つ交渉の劈頭、日ソ国交調整仲介の約諾をドイツから取り付けた所以である。即ち日独伊三国同盟条約は世界四大ブロック建設理念の最初の表現であり、(同条約前文及第一、二両条)従つて東亜共栄圏建設の第一着歩であつたのだ。

此点に関連し看過してはならぬ一事がある。それは三国条約は手段で目的ではないこと、従つて松岡の世界政策目的たる世界四大ブロックや東亜共栄圏の構想が、此条約に依つて聊かも妨けられてはならぬと云う松岡の考え方である。世界四大ブロックなるものが世界の再分割を意味し、現状打破を基調としているがため、松岡は、現状維持主義者から侵略企画者の刻印を押され、祖国に侵略国の汚名を附けて終つた。それには充分な理窟がある。然し松岡を始めから侵略意識に燃えた男とばかり考えるのは酷である。彼も霞ヶ関の飯を二十年も食つた男である以上、外務省伝統の平和主義が、彼の血管の中を勢強く流れていない筈はないのだ。結果的に侵略者となつたことには、彼れの力ではどうにもならぬ幾つかの事情が有つたのだ(後節参照)随分長く彼と突合つて来た私は、彼れの四大ブロック説